



# 栃木県公報

平成25年  
3月14日(木)  
号外  
第16号

## 目次

### 人事委員会

- 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正..... 1
- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 1

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第一号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月十四日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

### 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「第三条第三項第二号」を「第三条第三項第一号」に改め、同項第五号中「第三条第三項第三号」を「第三条第三項第二号」に改め、同項第六号中「第三条第三項第四号」を「第三条第三項第三号」に改める。

第三条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第四項第一号中「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第二号中「（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第三号中「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

- 1 1年を通じて特地勤務手当が支給される事務所

所在地	事務所	級別区分
日光市湯西川1876-79	日光土木事務所三河沢ダム管理所	2級地
日光市中三依31	今市警察署三依警察官駐在所	2級地
日光市湯西川1165-2	今市警察署湯西川警察官駐在所	2級地
鹿沼市入栗野1512	21世紀林業創造の森	1級地

備考 この表に掲げる事務所のうち、今市警察署湯西川警察官駐在所については、冬期は、級別区分が3級地である事務所として同表に掲げられているものとする。

別表の2の表中「1級地」を「2級地」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項第四号から第六号まで並びに第三条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

### 栃木県人事委員会規則第二号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月十四日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

**給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則**

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の部本部の項中

「参事官（首席監察官並びに会計課、捜査第一課及び運転免許管理課の課長であるものに限る。）」を

「参事官（首席監察官並びに会計課、捜査第一課及び運転免許管理課の課長であるものに限る。）

組織犯罪対策統括官

」に改め

る。

**附 則**

この規則は、平成二十五年三月十五日から施行する。